

「障がい者のしおり 2025」 の使用にあたって

- ◆この「障がい者のしおり」は、足立区が行っている障がい者向けのサービスを中心に、相談窓口や制度、事業内容等を項目ごとにまとめて掲載しています。
- ◆まず、目次（1から4ページ）や障がい施策の一覧（5から10ページ）で必要な制度やサービスを探し、該当のページで具体的な内容をご確認ください。
- ◆特に記載のあるものを除き、原則として、令和7年9月時点のサービス内容等を掲載しています。変更予定を含め、できるだけ最新の内容を掲載するようになっていますが、紙面の都合で簡略化している場合や、変更される場合もあります。
- ◆事業によっては事前に申請・登録などが必要な場合がありますので、詳しくは、各担当窓口にお問い合わせください。
- ◆足立区役所本庁舎北館は大規模改修が進んでおり、ご来庁いただく時期によっては、しおりに掲載の情報と実際の場所が変更となっている場合があります。ご注意ください。

「障害（がい）」の表記について

この「しおり」では、「障害」という言葉が、単語あるいは熟語として用いられ、人を形容するものについて、「障がい」とひらがなで表記しています（例　身体障がい者、視覚障がいなど）。また、法令に定められた名称、施設名など特定の固有名詞を表す場合は「障害」と漢字で表記しています（例　障害者総合支援法、身体障害者手帳、東京都心身障害者福祉センターなど）。